

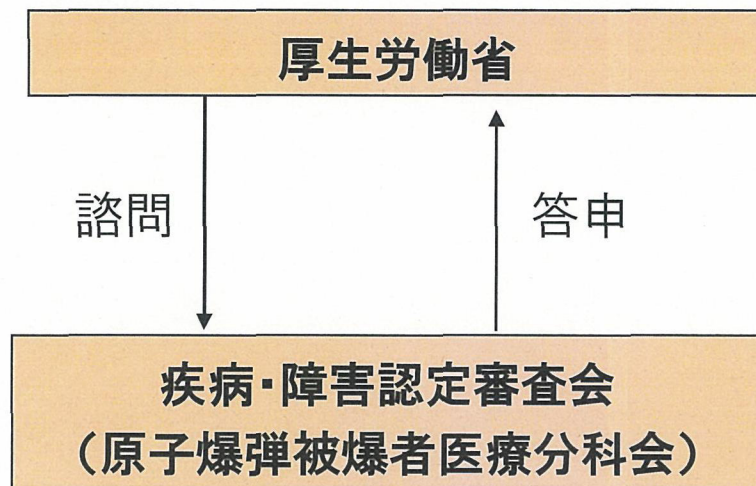
原爆症認定審査体制について

平成23年6月
厚生労働省

原爆症認定手続の概要

厚生労働大臣が原爆症認定を行うに当たっては、疾病・障害認定審査会（原子爆弾被爆者医療分科会）（※）の意見を聴かなければならない（原子爆弾被爆者援護法 第11条第2項）

※ 疾病・障害認定審査会は、原爆被爆者援護法の規定によりその権限に属せられた事項を処理する（厚生労働省組織令第133条）



分科会長：谷口英樹
(日本赤十字社長崎原爆病院第1外科部長)

委員数33人(放射線、法律等の専門家等)

疾病グループ等別に6つの部会を設置して審査

【分科会における原爆症の認定審査】

○ 個々のケースについて

- ① 疾病が原爆放射線に起因すること(放射線起因性)
 - ② 現に医療を要する状態にあること(要医療性)
- を専門的な観点から客観的に審査

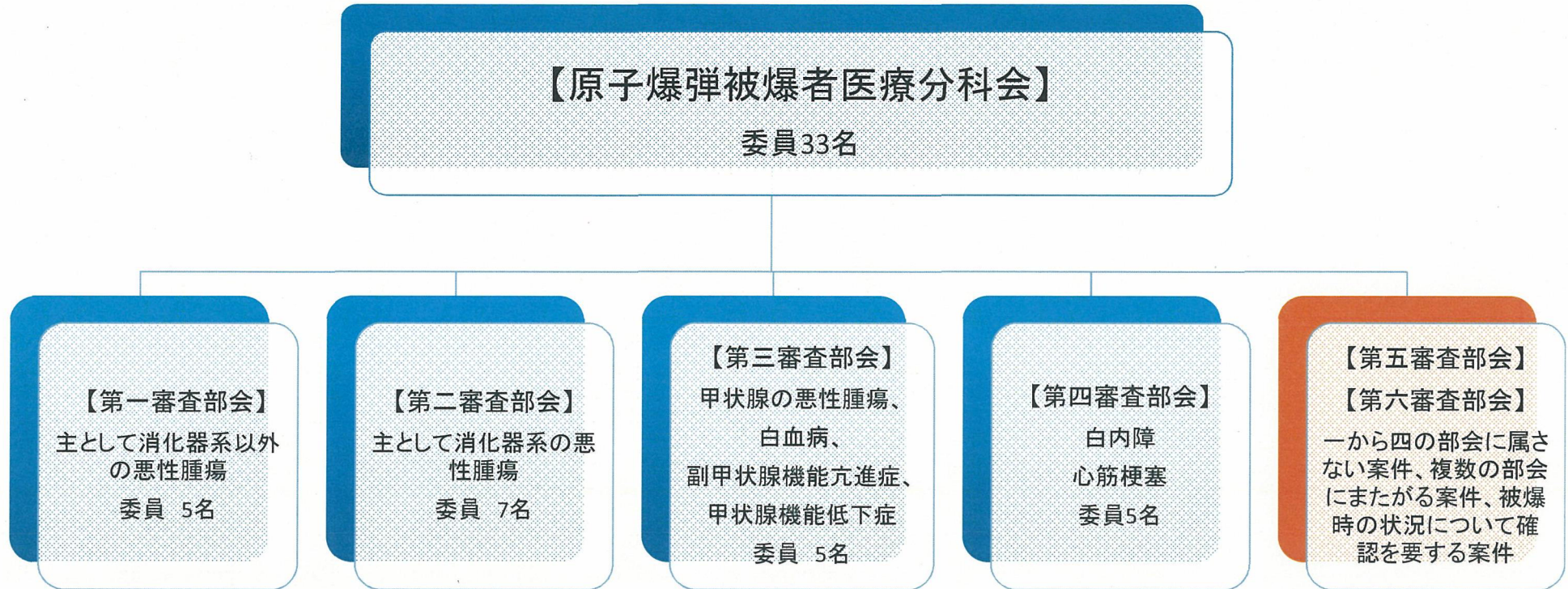
○ 「審査の方針」を目安として審査

「審査の方針」は予め分科会で議論して決定
(現在の審査方針 H20. 3決定 (H21. 6改定))

原爆症認定審査体制

○原子爆弾被爆者医療分科会は、下図の体制で審査を行っている。

○また、迅速な審査の観点から、これまでの分科会の審査に照らし、原爆症の認定を受けることが確実なものについては、分科会・部会に諮ることなく、事務局において認定処理を行っている。



審査の迅速化のための取組み

1. 資料照会処理の迅速化

- ① 申請時に、必要な資料が揃うよう、疾患ごとの必要資料リストを自治体に対し周知した。
- ② 全ての資料照会に、医師向けの資料照会への協力依頼書面を添付することとした。

2. 審査機会の増加

- ① 分科会において処理を行っていた「複数の部会にまたがる案件」、「一～四の部会に属させることができない案件」の審査を行う部会を新設し（平成22年5月）、審査機会の増加を図った。
- ② 部会の安定的な運営のため、臨時委員を2名追加した（平成22年6月）。

疾病・障害認定審査会 原子爆弾被爆者医療分科会 委員名簿

総員33名。うち、勤務地広島10名、長崎10名

(平成23年4月1日現在)

氏名	勤務先・職名	所属部会					
		一	二	三	四	五	六
(委員)							
○ 石橋 大海	(長崎) 独立行政法人 国立病院機構長崎医療センター臨床研究センター長		○				
日下部 きよ子	東京女子医科大学名誉教授		○				
△○ 佐々木 英夫	(広島) 財団法人 広島原爆障害対策協議会健康管理・増進センター所長				○		
角 美奈子	独立行政法人 国立がん研究センター中央病院放射線治療科医長	○					
◎○ 谷口 英樹	(長崎) 日本赤十字社長崎原爆病院副院長(胸部・乳腺・内分泌外科部長)	○					
○ 泉二 登志子	東京女子医科大学付属病院血液内科教授			○			
吉田 和弘	岐阜大学大学院腫瘍外科学教授(広島出身)		○				
米倉 義晴	独立行政法人 放射線医学総合研究所理事長						
(臨時委員)							
相光 汐美	(広島) 松石病院副院長		○				
赤星 正純	(長崎) 財団法人 放射線影響研究所長崎研究所臨床研究部部長				○		
荒井 史男	弁護士						
伊藤 千賀子	(広島) グランドタワーメディカルコートライフケアクリニック所長						
岩永 正子	(長崎) 活水女子大学健康生活学部教授						
碓井 亜	(広島) 独立行政法人 労働者健康福祉機構中国労災病院院長	○					
大林 諒人	(広島) JA尾道総合病院顧問・健康管理センター長						
北岡 隆	(長崎) 長崎大学大学院医歯薬学総合研究科教授				○		
北野 俊光	福家総合法律事務所 弁護士						
木村 昭郎	(広島) 広島大学原爆放射線医科学研究所血液・腫瘍内科教授			○			
久保内 卓亞	浜松町公証役場 公証人						
小出 良平	昭和大学医学部眼科学教室教授				○		
下村 壮司	(広島) 独立行政法人 国立病院機構 広島西医療センター 内科診療部長			○			
関根 一郎	(長崎) 長崎県赤十字血液センター所長	○					
田中 克己	(長崎) 長崎大学大学院医歯薬学総合研究科准教授						
田利 晶	(広島) 広島赤十字・原爆病院食道・胃腸内科部長		○				
難波 裕幸	(長崎) 南長崎クリニック院長			○			
波多野 裕二	(広島) はたの皮膚科クリニック院長						
伴 信彦	東京医療保健大学大学院看護研究科教授						
福田 正明	(長崎) 独立行政法人 国立病院機構長崎医療センター呼吸器内科医長		○				
藤原 佐枝子	(広島) 財団法人 放射線影響研究所臨床研究部部長		○				
蒔本 恭	(長崎) 社団法人 長崎県医師会会長						
松井 英雄	東京女子医科大学産婦人科主任教授	○					
宮川 めぐみ	虎の門病院内分泌代謝科医長、健康管理室長			○			
山科 章	東京医科大学主任教授(広島出身)				○		

◎…分科会長 △…分科会長代理 ○…部会長 青字は平成20年以降着任 緑字は平成22年6月着任
オレンジ字は平成23年2月改選

(50音順、敬称略)

新しい審査の方針による原爆症認定の仕組み

I 放射線起因性の判断

1 積極的に認定する範囲

- ① 被爆地点が爆心地より約3.5km以内である者
- ② 原爆投下より約100時間以内に爆心地から約2km以内に入市した者
- ③ 原爆投下より、約100時間経過後から約2週間以内の期間に、爆心地から約2km以内の地点に1週間程度以上滞在した者



これらの者については、以下の**7疾病**に罹患した場合は、**積極的に認定**

- 1) 悪性腫瘍(固形がんなど)
- 2) 白血病
- 3) 副甲状腺機能亢進症
- 4) 放射線白内障(加齢性白内障を除く)
- 5) 放射線起因性が認められる心筋梗塞
- 6) 放射線起因性が認められる甲状腺機能低下症 (※)
- 7) 放射線起因性が認められる慢性肝炎・肝硬変 (※)

(※)21年6月の「新しい審査の方針」の改定により追加

2 総合的に判断

「積極的に認定する範囲」に該当する場合以外の申請の場合



起因性を**総合的に判断**

(申請者の被曝線量、既往歴、環境因子、生活歴等を総合的に勘案)

II 要医療性の判断

当該疾病等の状況に基づき、個別に判断

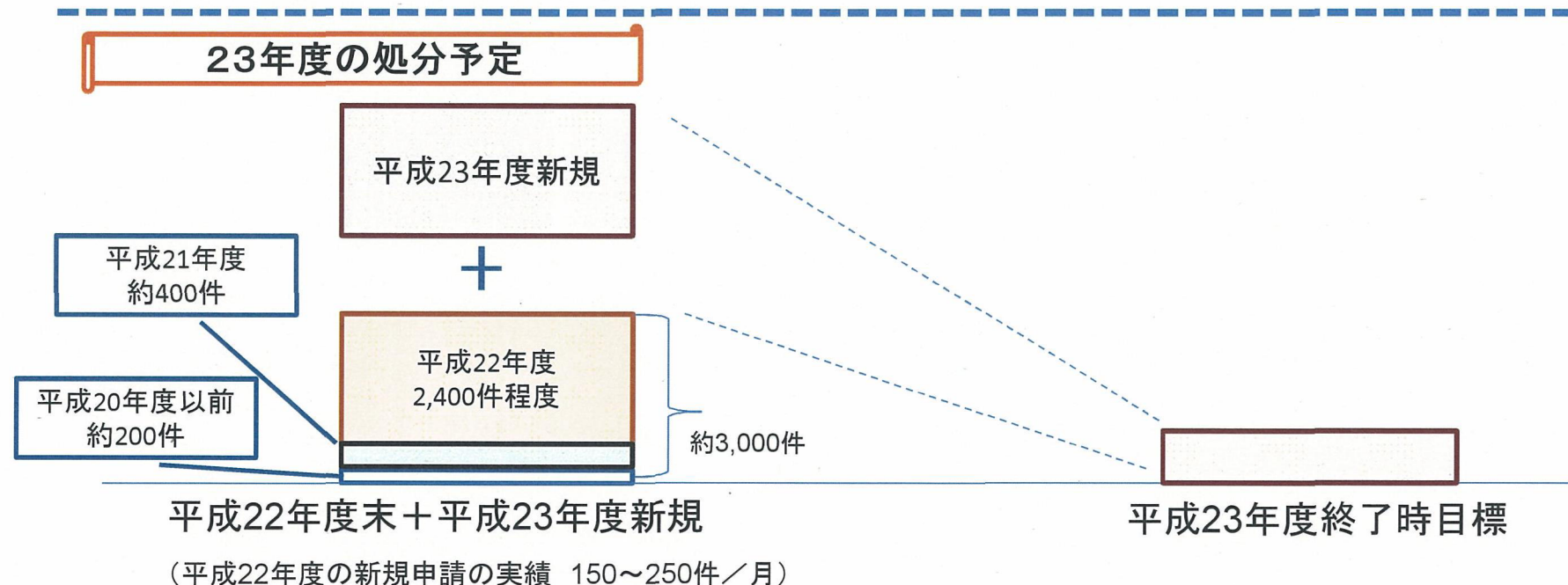
審査待機者の計画的解消に向けて(平成23年度)

平成23年4月に審査待機者の解消に向けた「審査処理計画(平成23年度)」を公表。

○平成23年度中に、平成22年度までの申請案件※(3,000件程度)を処分した上で、平成23年度の申請案件についても審査可能な資料がそろったものについては最大限審査を進めることとする。

※: 審査可能な資料がそろっていないものは除く。(参考)昨年度の処分実績は約6,000件

○平成23年度中には申請数と処分数が均衡する安定した状態にする。



原子爆弾被爆者医療分科会・各部会の開催実績

＜各年度別開催実績（単位：件）＞

※平成23年3月末現在

	平成20年度	平成21年度	平成22年度
第1部会	12		6
第2部会		12	8
第3部会		11	10
第4部会		9	10
分科会		9	12
計	53	53	46

平成20年4月以降、平成23年3月末までに計152件の医療分科会・部会を行っている。

